

第7章 整備実施計画

7-1 時期別整備工事計画

(1) 整備実施計画

第6章までに示した整備計画の完成は、長期にわたって達成されるものである。このことから、整備は第1～4期に分けて実施する。

第1期計画は整備基本計画策定から約7年間とするが、市内の他事業や他の文化財整備との進捗を考慮しつつ整備を進める。第2期計画は令和15年度（2032）に改訂が計画されている沼津市文化財保存活用地域計画及び興国寺城跡保存活用計画を踏まえつつ、検討・設計を進めるものとする。第3期・第4期計画は、第1期・第2期の整備が達成されたのち、その効果を測ったうえで、将来に渡って持続的に史跡が管理活用されていく姿に整備を進めるものとする。

第7-1表 第1期整備実施計画

実施項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
樹木整理					→				
遺構整備基本設計	→								
遺構整備実施設計			→						
遺構保存措置、修復、復元 園路整備、サイン等設置				→					
多目的広場等 基本設計・実施設計						→			
多目的広場整備							→		
管理施設・便益施設							→		
調査研究 (第2期エリア確認調査) (調査報告書作成まで含む)					→				

ただし第1期整備は、極力計画を前倒しできるよう検討する。

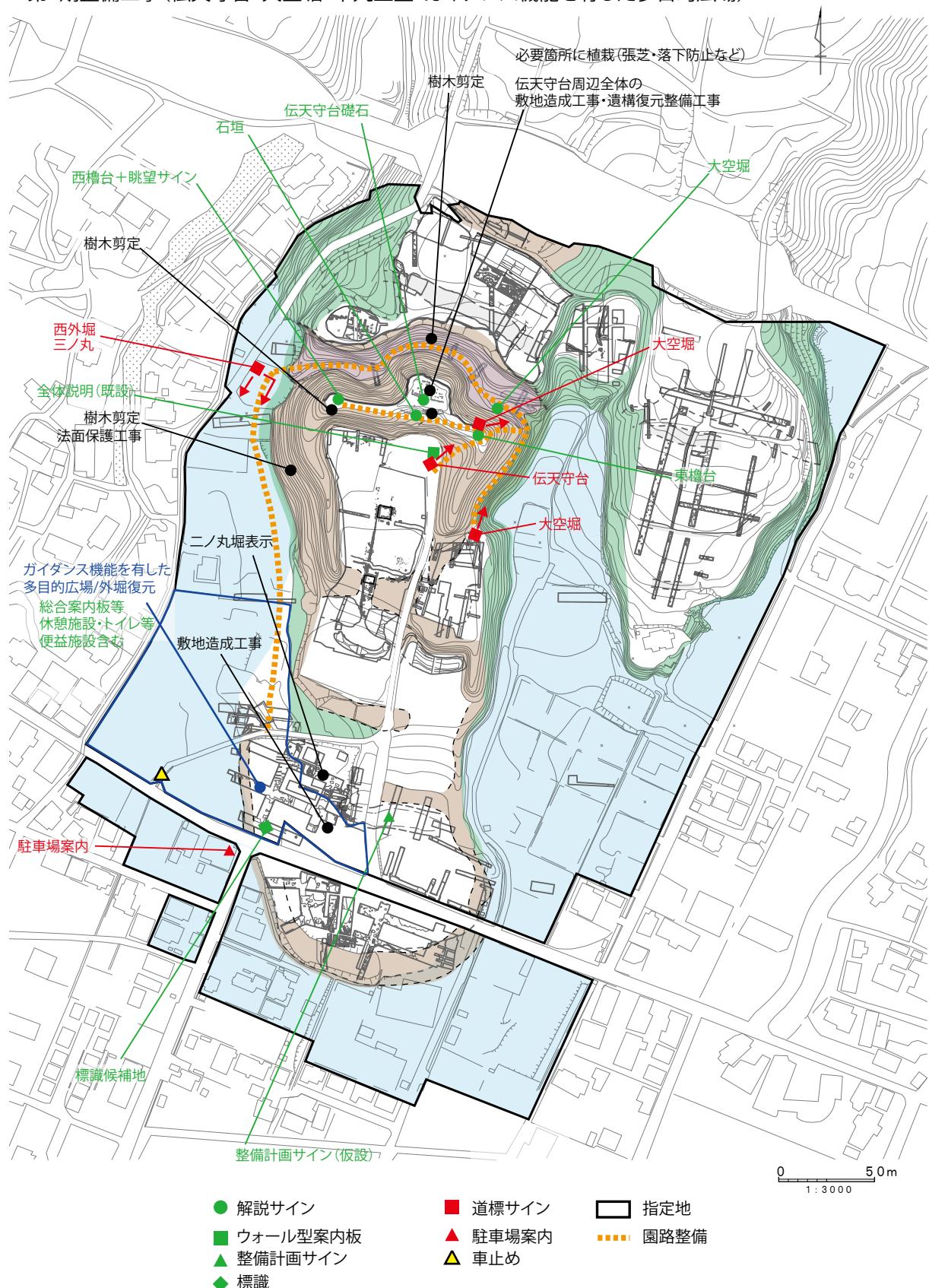
第7-2表 第2期整備実施計画

実施項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
樹木整理				→			
第2期整備エリア整備基本設計	→						
第2期整備エリア整備実施設計				→			
遺構保存、修復、復元、園路整備、 サイン等設置			→				
管理施設・便益施設					→		
調査研究（第3期エリア確認調査） (調査報告書作成まで含む)				→			
第1期・第2期整備事業報告書						→	

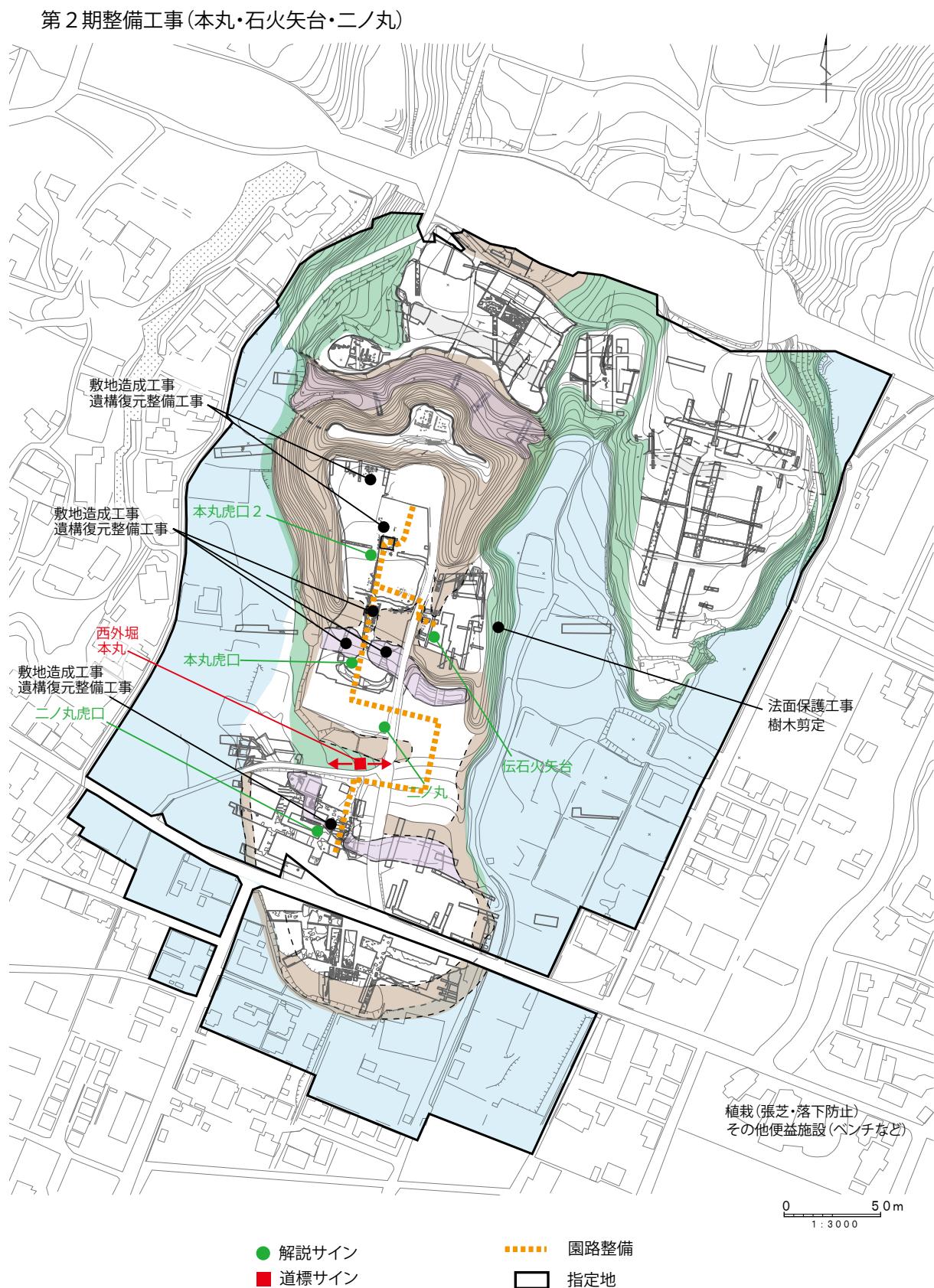
第7-3表 第3・4期整備実施計画

実施項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
樹木整理		→			→		
第3・4期整備エリア整備基本設計	→			→			
第3・4期整備エリア整備実施設計		→			→		
遺構保存、修復、復元、園路整備、 サイン等設置			→			→	
ガイダンス施設等整備					→		
調査研究（第4期エリア確認調査） (調査報告書作成まで含む)		→					
第3期・第4期整備事業報告書						→	

第1期整備工事(伝天守台・大空堀・本丸土塁・ガイダンス機能を有した多目的広場)

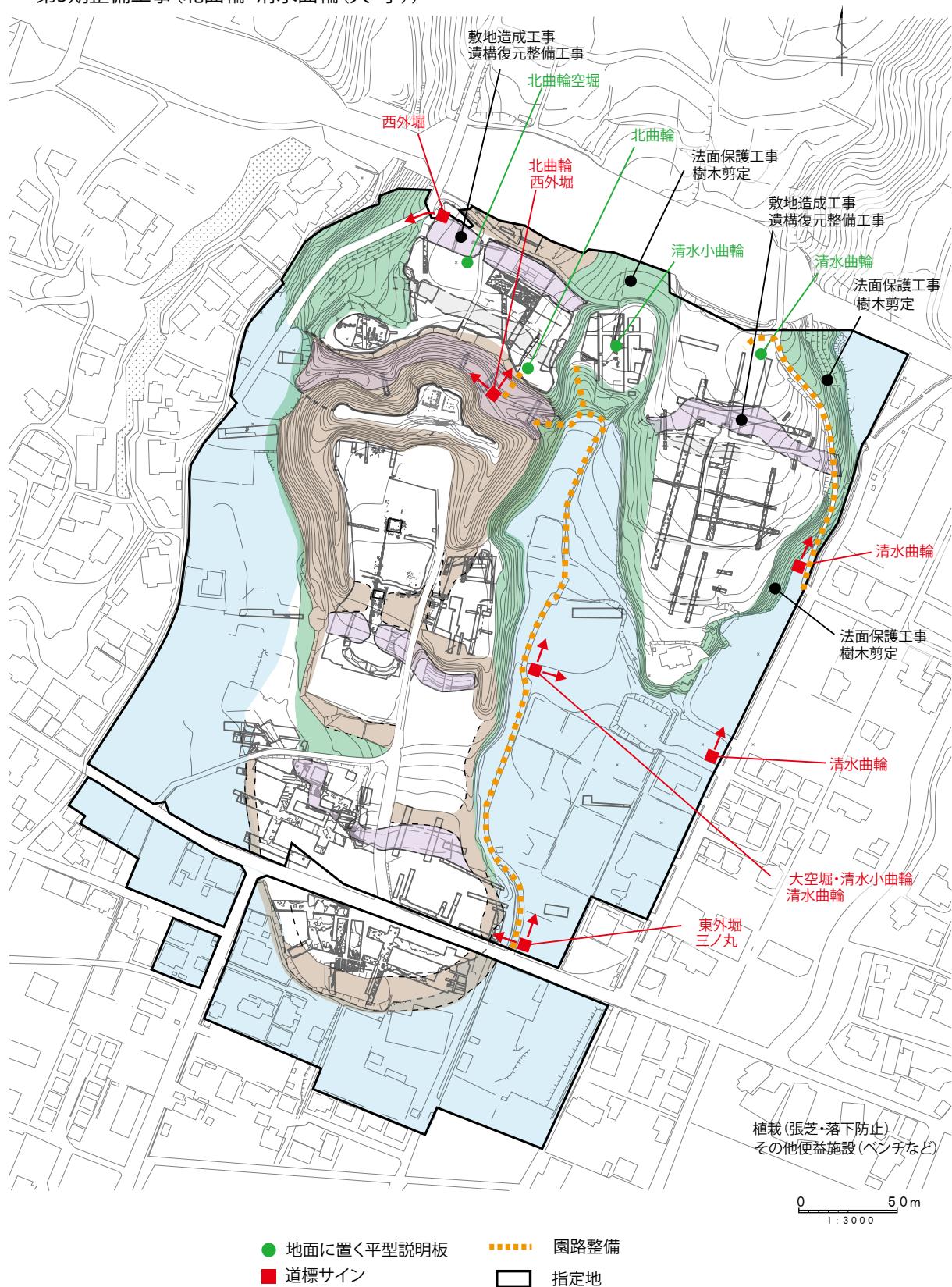


第7-1図 第1期整備工事施工内容

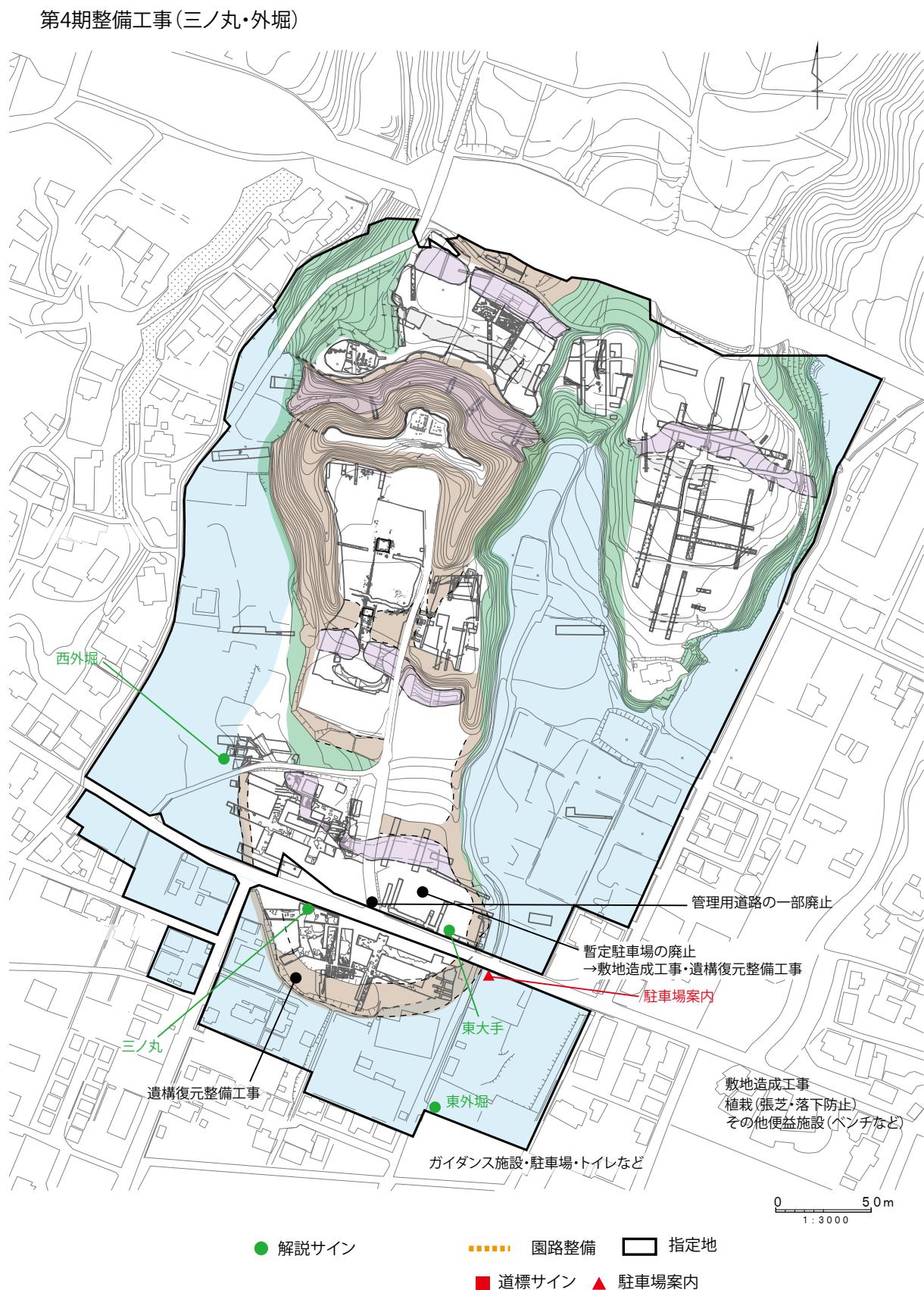


第7-2図 第2期整備工事施工内容

第3期整備工事(北曲輪・清水曲輪(大・小))



第7-3図 第3期整備工事施工内容



第7-4図 第4期整備工事施工内容

(2) 計画の推進

整備事業の検討にあたっては、興国寺城跡整備調査委員会を中心として、文化庁や静岡県文化財課の指導のもと、市の関連部局や地域住民、神社関係者などと連携した体制を整える。特に石垣整備など専門的知見を要する整備については、『史跡整備のてびき』や『石垣整備のてびき』（文化庁文化財部記念物課監修）に掲載されている体制がとれるよう、府内での連絡調整を図り実施する。

設計コンサルタント等への発注についても、通常の土木設計に関わる知識や経験のみならず、文化財としての整備に必要な知識などを持つものを選定する。この際、業務内容を精査した上で、発注方式について①指名競争入札、②総合評価落札方式、③プロポーザル方式、④設計競技方式など複数の選択肢から適切な方式を選定するものとする。

整備事業を行う過程では、適切な時期に整備の進捗等を示した事業報告を行うとともに、早期に市民参加も含めた取り組みを実施し、日常の清掃等の維持管理やイベント等の活用事業への積極的な参加を促す。また学校教育とも連携した事業の実施を行い、子どもたちが史跡の運営やガイド等にも参画できるような体制づくりを進め、将来の活動の担い手を育てる。さらに市内観光拠点や地元有志等の既存活動団体との連携を図り、より充実した活動を目指していく。

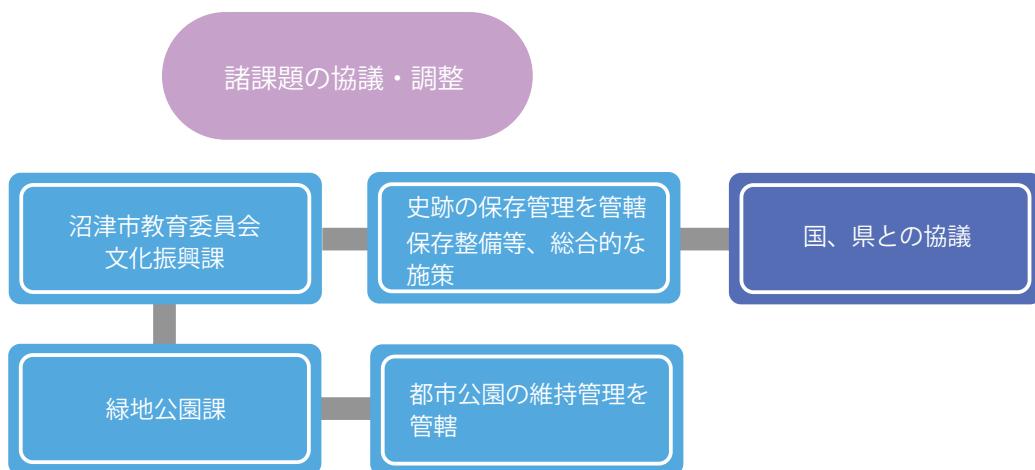
7-2 管理運営の体制整備

(1) 日常的な管理運営の体制

日常的な管理および運営を円滑に進めるために、核となる行政事務部門（教育委員会事務局文化振興課）がこれにあたり、関係機関や有識者の指導のもと、推進していく必要がある。

当面は保存活用計画に従い、沼津市教育委員会事務局文化振興課が管理運営を行うが、地元自治会や神社関係者とも協議し、日常的な点検や修繕箇所について把握を試みる。また整備の進捗に応じて、文化財や公園、観光、環境、公共施設等関連部局の参加する府内連絡会を実施して、国史跡にふさわしい管理体制を検討していく。

さらに日常的に実施するイベント等の企画については、幅広くアイデアを募集し、各種関連団体との共催や各団体主催事業の支援を行う。



第7-5図 核となる行政事務関係

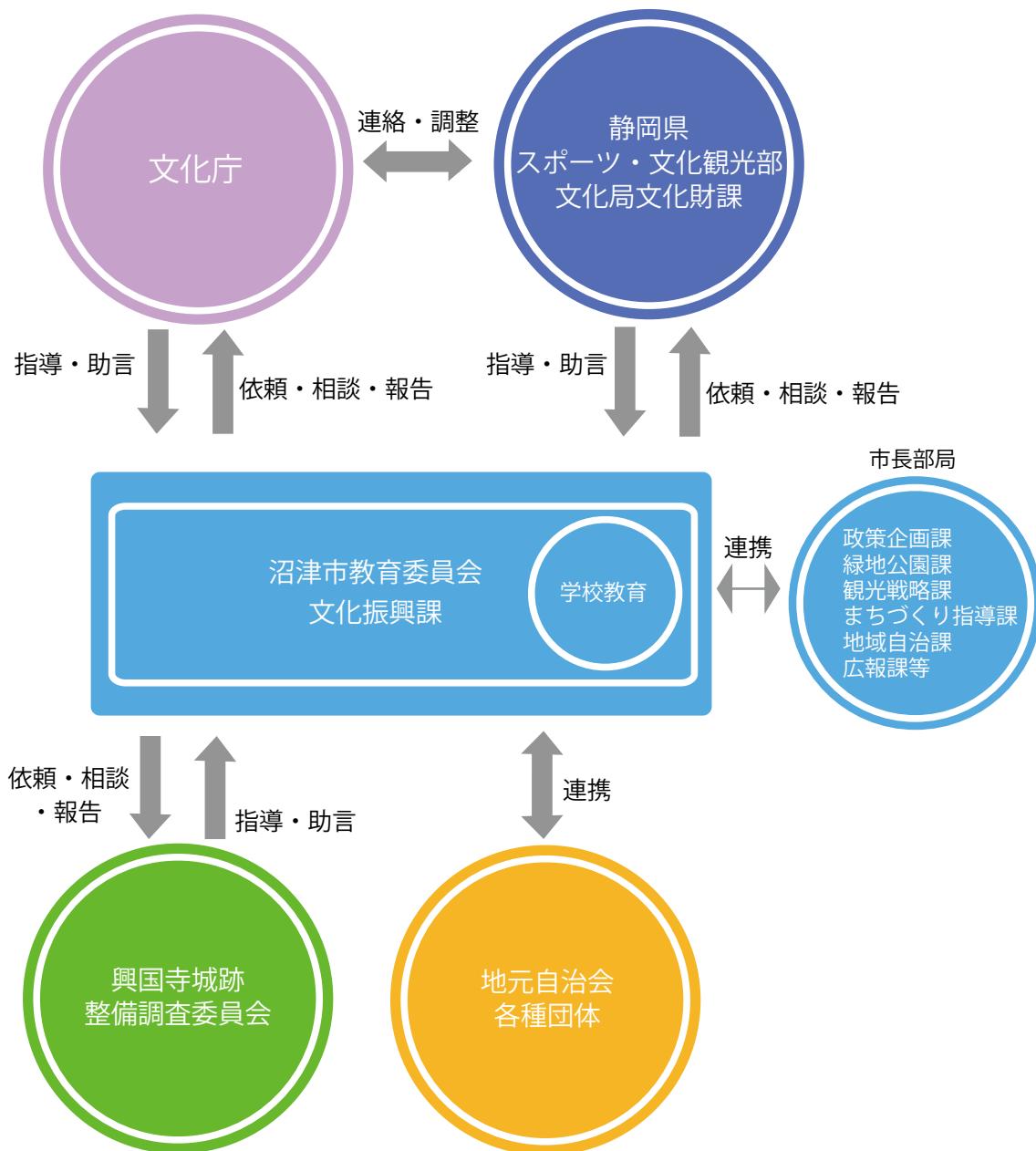
第7-4表 石垣調査・整備の事業体制における関係者の名称、該当者、それらの位置付け・役割について
(石垣整備のてびき (文化庁文化財部記念物課監修) より引用)

関係者の名称	該当者	位置付け・役割
監督員	城跡を管理する都市公園管理部局等の職員（土木技師等）	解体修理等の作業の請負契約の適正な履行を確保するために行う監督実施のため、請負契約締結後、発注部局の収支等命令者により任命される職員。一般的には石垣の解体修理の事業主体の職員を任命する場合が多く、発注者を代表して受注者に対する指示又は承諾・協議等を行う。
文化財監督員	文化担当部局の文化財専門職員	石垣の解体調査、解体修理にあたっての積み上げ・復旧の検討など、文化財としての石垣の解体修理の観点から、作業工程を掌握する監督員の業務を補完するものとして配置される文化財専門職員。
設計者	設計業務受託者（測量・設計コンサルタント等）	発注者に代わり、基本設計・実施設計の業務に従事し、設計図書（設計図・積算書・特記仕様書等）を作成する。通常の土木設計に関わる知識のみならず、文化財としての石垣の解体修理に必要な知識、土木工学的な知識等を持つ者でなければならない。
施工監理者	施工監理業務受託者（測量・設計コンサルタント等）	作業が設計図書の内容に適合しているかどうかの照合・確認の業務に従事する。監理業務受託者は発注者の監督員が行うべき監理業務を補佐し、連携して作業の品質確保にあたる役割を担う。また、変更請負契約に協力する業務を行い、変更の必要性を技術的に検討し、変更すべき内容を取りまとめたうえで、変更設計図書案を作成し、監督員に提出する。
施工者	請負業者（建設業者）	石垣の解体修理の請負契約について、発注者と締結した者。
現場代理人	請負業者が配置する請負者の代理人	施工者（請負業者）の代理人として、請負契約の確実な履行のため、解体修理の現地に常駐し、その運営及び取締りを行う。施工図・施工計画書を作成のうえ、現地において具体的な指示を行い、作業の進捗を管理する。
技能者（石工）	石垣の解体、積み直し・復旧に直接従事する者として、施工者より施工体系に位置付けられた者	単なる作業員職種の区分としての「石工」ではなく、文化財石垣の保存技術を持つ石工を技能者（石工）と定める。城跡等の石垣の伝統的技術・在来工法を理解した上で石垣の解体、積み直し・復旧に直接関与し、旧石材の再利用の可否、新石材の適否等の判断にあたり、技能者（石工）の観点から積極的に助言を行う。
専門委員会	専門家・研究者	石垣の復旧（修理）に指導・助言を行う委員会。発注部局が設置する。石垣の調査・研究に関わる石垣技術・考古学・歴史学の観点のみならず、石垣の安定化の方法、保存の方法等を検討するため、土木学・建築史学・地質学など、多角的な研究分野の専門家から成る委員会を設置することが望ましい。

(2) 将来に渡る管理運営の体制

整備の進捗に合わせ、歴史公園として管理していくため、適切な時期に土地及び建物（便益施設等）を教育委員会から都市計画部への所管替えしたうえで、都市公園開設の公告、教育委員会への事務委任等に関する規則改正などを実施する。

また将来的な管理運営については、地元住民や民間への委託、指定管理者制度などの導入について、府内各部署と調整を図りつつ、検討を進めていく。



第7-6図 事業推進体制図

史跡興國寺城跡整備基本計画

令和8年3月31日 策定

編 集／沼津市教育委員会

発 行／沼津市教育委員会

沼津市御幸町16番1号

TEL055-931-2500（代）

印 刷／○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○